

第7回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和6年1月10日

第7回農業委員会（総会）

令和6年1月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第1号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 3 報告第2号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）… 6件
- 第 4 報告第3号
農地利用変更届出について（報告）… 1件
- 第 5 議 第1号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 7件
- 第 6 議 第2号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 7 議 第3号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3件
- 第 8 議 第4号
土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 9 議 第5号
農用地利用集積計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
10 番	田中 廣之	11 番	中島 健一	12 番	木下 弥生
13 番	奥村 次一	14 番	堀 裕子		

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
8 番	山元 憲司	9 番	片岡 正春	10 番	一浦 秀樹

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

農林水産課

課長	田中 昌高		山元 一子
----	-------	--	-------

事務局長 総会の開会に先立ちまして、元旦の16時10分に発生した令和6年度能登半島地震は、震度7を観測し、建物倒壊などによる直接死は、200人超え、安否不明も約100人となり、国は「激甚災害指定」をする見込みになっているとのことです。未だ安否不明な方も多い中ではございますが、まずもって尊い命をなくされた方々のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表すために、黙祷を捧げたいと存じます。ご起立をお願いします。

(黙とう)

事務局長 黙祷を終わります。ご着席ください。

事務局長 改めまして、明けまして、今年もよろしくお願いいいたします。今年の干支は、「甲辰」で意味を調べますと、「甲」は、物事の始まりを意味し、草木さが成長し、勢いを増す様を表す、とのことだそうです。

また、「辰」は、ご存じのとおり龍のことで、龍は神の使いで、勢いもよく、活気にあふれるという意味とのことです。このことから「甲辰は、上昇し、勢いを増し、ぐんぐんと成長していく年になると言われております。農地・農村にかかる問題は、久しく困難を極めるところでございますが、上昇気流に乗れるよう、委員各位の熱意と、行動力でもって本市の農業施策が推進するよう、ご尽力賜りますよう、お願い申し上げます。

本日も、議事にかかる図面確認は、タブレット端末を活用いたします。当面は、紙媒体と併用しますが、可能なら、令和6年4月より、主に端末を利用した図面確認に移行したいと考えておりますので、委員各位における端末操作の習得をお願いいいたします。

移行期間については、議事説明と併せ、担当より端末操作の説明も行いますので、操作が不明な場合は、都度、挙手をいただき、お尋ねいただきますよう、お願いいたします。

事務局長 では、定刻となりましたので、只今から第7回草津市農業委員会総会を開催いたします。

当面、感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますこと、ご了承願います。

そして、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いいたします。

本日、議席番号2番 我孫子利和委員が遅れて出席されます。現時点で出席委員は14名中13名で定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報に関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。本日は、協議報告事項が終了しましたら、最終の「タブレット端末操作研修」を予定しております。

本日も長時間となりますことから、円滑な審議にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局長

では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。それでは、中瀬会長よろしく願いいたします。

会長

みなさまお疲れ様でございます。明けまして今年もよろしく願いいたします。冒頭局長からありましたように、1月1日能登半島地震が発生いたしました。また、1月2日には、東京の羽田空港で日航ジャンボ機と海上保安庁の飛行機との衝突事故がありました。

亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。

さて、草津市農業委員会の今年度の活動でございますが、市内の地域農業の振興という大きな目標がございますけれども、今年は地域計画の策定、また見直しということについて農業委員会も関わっていくこととなりますので、みなさまよろしく願いいたします。

会長

ただいまから、第7回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りであります。

会長

それでは、これより日程に入ります。日程第1会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号1番 奥村厚夫委員、議席番号8番 田中実委員、以上の兩人を指名いたします。

会長

次に、日程第2報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番は、草津市内に住所を有する届出人が駐車場・庭として、届出人が共有する下笠町地先の地目田、現況宅地1筆219㎡を転用されようとするものです。

届出地は、農地法の不知から、約10年前より住宅の駐車場・庭として利用されており、今回顛末書を添付のうえ届出がなされました。

顛末案件であるため造成工事等はありません。

雨水排水は、宅地の雨水枡を通じて、前面道路へ放流されます。

隣接地は、宅地・水路・地目田、現況宅地であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は12月22日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第1号を終わります。

会長

次に、日程第3報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」番号1番から6番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、6件です。

議案書は、3ページから8ページでございます。

番号1番は、矢橋町地先に事業所を有する不動産業者である譲受人が露天駐車場として、譲渡人が共有で所有する追分一丁目地先の田2筆1,010㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、隣接地であり、譲受人の所有地と一体的に利用するため、20cm程度の盛土を行われます。

雨水排水は、基本浸透式で、余剰水は敷地に勾配を付け、北西の水路へ放流されます。

隣接地は、雑種地・里道・水路・田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号2番は、野路七丁目に住所を有する借受人が、住宅とするため、貸渡人が所有する野路四丁目地先の地目田、現況畑1筆39mを使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

借受人と貸受人の間柄は、親子です。

届出地は、隣接地の宅地併せて235㎡の敷地に住宅を新築される計画です。

申請地は、畑地であり、地ならし程度の造成を行われます。

雨水排水は、東側の雨水枡から道路側溝へ放流されます。

隣接地は、道路・宅地・畑であり、畑の所有者は申請人であるため隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、渋川一丁目に事業所を有する不動産業者である譲受人が分譲住宅として、譲渡人2名が各々に所有する、野路七丁目地先の田6筆計2,005.98㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、東側の道路高に合わせるよう、最大60cm程度の盛土を行われます。

土留工として、東側はブロックを、西側と南側には、擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地内に新設する道路側溝から北東市道の側溝に放流されます。

隣接地は、田・宅地・道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

番号4番は、矢橋町に事業所を有する不動産業者である譲受人が露天資材置場として、譲受人2名が、単独及び共有で所有する矢橋町地先の畑2筆計

166㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、北側の道路高と合わせるよう15cm程度の盛土を行われます。

雨水排水は、浸透式とし、敷地勾配を市道に向けてつけ、余剰水は市道側溝へ放流されます

隣接地は、畑・道路・宅地であり、畑の所有者は申請人であることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号5番は、上笠四丁目地先に事業所を有する、不動産業者である譲受人が分譲住宅として、譲渡人が所有する矢橋町地先の畑2筆計1,243㎡を交換にて取得し、転用されようとするものです。

分譲住宅として、この後説明する、番号6番と併せて一体的に20cm程度の盛土を行われます。

土留工として、敷地西側に擁壁を設置されます。

雨水排水は、届出地内に新設する道路側溝から、調整池に放流され、そこから北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、畑・雑種地・宅地であり、農地については転用届出済みの為隣地承諾が必要な農地はございません。

番号6番は、番号5番と同一の譲受人が分譲住宅として、譲渡人12名が各々所有する矢橋町地先の畑17筆計4633㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

造成、雨水排水計画は、番号5番と同様であります。

隣接地は、里道・畑・雑種地・道路・宅地であり、畑の所有者は申請人であることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、4番、5番、6番は、12月18日付、番号2番は、11月29日付、番号3番は12月7日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第2号を終わります。

会長 次に、日程第4報告第3号「農地変更届出について」番号1番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第3号農地変更届出について説明いたします。
この届出は、田から畑へと利用形態および地目を変更されようとするものです。

今月の届出は、1件です。議案書は9ページをご覧ください。

番号1番は、届出人たる、本人が所有する南山田町地先の地目田、現況畑1筆173㎡について農地変更届を提出されました。

届出地は、現状畑として既に利用されているため、地目を現況に合わせるように届出されているものです。

隣接地は、田・宅地・道路・水路であり、農地の所有者は申請人であり、隣地承諾が必要な農地はございません。畑では、白菜、キャベツ、トマトなどを栽培されます。

以上1件、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はありませんでしたので、番号1番は、12月5日付けにて受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、願います。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第3号を終わります。

会長 次に、日程第5議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第1号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です

今月の申請は、7件です。議案書は、10ページから12ページです。

番号1番と番号2番は、交換にかかる案件であることから、まとめて説明させていただきます。

番号1番は、馬場町に住所を有する譲受人が、譲渡人所有の馬場町地先の田2筆計452㎡を交換にて取得されようとするものです。

また、番号2番は、馬場町に住所を有する譲受人が、譲渡人所有の馬場町地先の田1筆442㎡を交換にて取得されようとするものです。

両案件とも、実施予定である馬場山寺地区基盤整備事業に伴い、田を集約する意向から交換を行われるものです。

栽培計画については、水稻を栽培される計画です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地区であり、生産組合長からも同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号3番は、草津町に住所を有し、定款に幼児教育を掲げるNPO法人たる借受人が、貸渡人が所有する西矢倉二丁目地先の田2筆計627㎡を使用貸借にて借受けようとするものです。

申請地は、耕作不便な田であり、昨年度までは、利用権設定が行われておりましたが今般返却されました。

所有者は、営農を行っておらず、今後の土地利用について困っていたところ、借受人から申請地の利用について打診があり、話がまとまったため本申請をなされました。

借受人は、幼児教育を行うNPO法人であり、貸渡人のご厚意により、教育の一環として、申請地を無償で借り受け、学習畑（農学）として利用される意向です。

栽培計画については、サツマイモを作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、借受後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、農地法第3条第2項第2号にて、教育、医

療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他の営利を目的としない法人については農地の取得、権利設定が認められており、問題ありません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長から同意をいただいていることから問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号4番は、笠山六丁目に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、矢橋町地先の畑1筆600㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、以前より農地の売却を希望されており、近隣で耕作を行っていた譲受人に相談したところ、別途、転用により農地の代替地を探していた譲受人との間で売買の話がまとまったため、本申請が行われました。栽培計画については、露地野菜を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、生産組合長から同意を得ており、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号5番は、北山田町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、北山田町地先の田1筆2,368㎡、木川町の田3筆6,130㎡、計8,498㎡を贈与にて取得されようとするものです。

譲渡人は、高齢であることから、近年は同居の息子さんが耕作を行っておられましたが、持病の悪化に伴い、継続して営農を行うことが困難になったため、同じ町内の専業農家である、譲受人へ贈与にて権利移転をするべく、本申請がなされました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、

取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号6番は、北山田町に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、北山田町地先の地目田、現況畑4筆計324.34㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、後段で説明いたします議第3号農地法第5条許可の3番において、住宅として転用申請される宅地329.03㎡を差し引いた残地を家庭菜園用の農地として利用するため、取得されるものです。

隣接地で住宅を建築する譲受人が、家庭菜園として、営農されることを希望されたことから、農地の状態で売買されることになりました。

栽培計画については、水菜、大根、ほうれん草などを作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、営農計画を確認したところ、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地区であり、生産組合長からも同意をいただいていることから、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

最後に、申請地については、過去に譲渡人が耕作目的で取得されたのち、水道管工事の資材置場として一時転用許可を受け、造成されておりました。現地を確認したところ、畝を立てていつでも耕作できるような状態になっていたことから、今回の申請は問題ないものとして、事務局では判断いたしました。

番号7番は、大津市に住所を有する譲受人が、譲渡人4名が各々所有する、御倉町地先の田4筆4,150㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、これまで利用権設定にて、他の農業者に耕作をお願いされていましたが返却されることになり、自ら耕作する予定もないため、近隣で耕作

されている譲受人との話し合いの結果、売買にて所有権を移転されることになりました。

栽培計画については、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、現在も御倉町地先で耕作されていることから問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請7件につきまして、添付書類等を確認いたしましたが、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番と2番の案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番 1番と2番の案件につきましては、事務局から説明がありましたとおりであります。何も問題はございません。よろしくお願いいたします。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号2番委員をお願いします。

2番 さきほど事務局から説明がありましたとおり、子供たちの学習田ということで使用されるとのことです。特に問題はないと考えますのでご審議よろしくお願いいたします。

会長 番号4番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番 4番推進委員と現地確認を行いました。畑の一角であります。南側は田、西側・北側は畑であります。譲受人は畑をやられるということです。事務局から説明がありましたとおりです。周囲へ問題になるようなことも特にあり

ません。よろしくお願いいたします。

会長 番号5番と6番の案件につきましては、議席番号5番委員お願いします。

5番 5番と6番の案件につきまして、現地確認をいたしました。問題等は特にありません。よろしくお願いいたします。

会長 番号7番の案件につきましては、議席番号6番の私が説明いたします。

6番 事務局から説明がありましたとおりです。12月7日（日）10時から、6番推進委員委員と現地確認をおこないました。問題はないと考えます。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

（質問・意見なし）

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。

ただいま議題となっております議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長 挙手全員であります。

よって、議第1号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第2号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

議第2号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、13ページです。

番号1番は、住宅用地として、申請人が所有する、新堂町地先の地目畑、現況宅地1筆、274㎡を転用されようとするものです。

申請地は、昭和32年ごろに申請人の父が住宅を建築した際に、住宅敷地の一部として利用され、今日に至ります。

申請人は、令和5年に申請地を相続されましたが、農地転用許可を得ていなかったことが、今回、発覚したため、顛末書を添付の上で申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はありません。雨水排水については、浸透式で対応されます。

隣接地は、宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号2番は、自己用住宅として、申請人が所有する、志那町地先の地目畑、現況宅地1筆、128㎡を転用されようとするものです。

申請地は、昭和52年ごろに相続にて取得され、今般、所有地の整理を進めるにあたり、土地調査を行ったところ、農地転用許可を得ていないことが発覚したため、顛末書を添付のうえ申請がなされました。

顛末案件であるため、新たな造成工事はありません。雨水排水については、浸透式で対応されます。

隣接地は、宅地・用悪水路であり、隣地承諾が必要な農地はありません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから事業の目的が確実に果たさ

れると判断されます。

以上、2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号7番委員をお願いします。

7番 事務局から説明がありましたとおりでございます。顛末案件でございます。何の問題もございません。12月25日に現地確認を行いました。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号10番委員をお願いします。

10番 12月12日、10番推進委員と現地確認を行いました。事務局から説明があったとおりでございます。顛末案件でございます。問題等は特にございません。よろしくお願い申し上げます。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上でご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。

ただいま議題となっております議第2号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第2号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可

をすることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第3号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第3号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、3件でございます。

議案書は、14ページから15ページです。

番号1番は、守山市に住所を有する譲受人が自己用住宅の建築を目的として、譲渡人の所有する矢橋町地先の田2筆、計121㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

現在、譲受人は、守山市内で仮住まいをされておりますが、子供の誕生に伴い手狭になってきたことから、実家の隣接地である申請地を住宅適地と判断し、本申請をなされました。

北側隣接の、父親所有地と一体的に利用されることから、70cm程度の盛土工を行われます。

申請地南側と西側の一部に土留め工として擁壁を設置されます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、東側に新設するU字溝から北側の雨水枡へ放流し、北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・宅地であり、農地の所有者からは申請人であることから、隣地同意が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域外の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、穴村町で電気工事業を営む事業者である譲受人が、露天駐車場および露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する川原町地先の田2筆3,356㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、穴村町地先で電気工事、設備の施工管理等を行う事業者であります。

会社の設立当初は、一般個人住宅等の電気工事などを請け負っておられましたが、事業規模を拡大され、現在では大型店舗や公共建築の電気工事を行うようになり、従業員の増員、工事個所等の増加により、資材置場や駐車場の確保を急務とされており、事業所より近傍の申請地を適地と判断し、本申請をなされました。

申請地は、南東の道路高に合わせるように、約50cm程度の盛土を行われます。

今回の造成工事で高低差が生じる箇所はないことから、土留め工等はなされません。

雨水排水については、敷地内の四か所に新設する雨水枡から、道路側溝および水路へ放流されます。

農地区分についてですが、当該農地は、農業振興地域の白地であり申請地からおおむね500m以内に新堂中学校、笠縫東こども園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書・残高証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、議第1号農地法第3条申請6番で取得される農地の隣接地にあたります。

北山田町に住所を有する譲受人が専用住宅の建築を目的として、譲渡人の所有する北山田町地先の地目田、現況畑3筆計329.03㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、実家に譲受人の妻と子供を含めて同居されておりますが、手狭になってきたため、実家の近傍である申請地を住宅適地と判断し、本申請をなされました。

申請地は、北側の道路高に合わせるように、15cm程度盛土を行われます。

東側と南側は、高低差が生じないように、法面処理とされます。

雨水排水は、敷地勾配をつけ、北側に新設する雨水桝へ放流し、北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・雑種地・道路であり、農地の所有者からは、隣地同意を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の農地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしましたますが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。1番の案件につきましては、議席番号4号角井廣司委員をお願いします。

4番 事務局からの説明がありましたとおりであります。4番推進委員と現地確認を行いました。南側にある田への水の取り入れに関しては、問題ないと確認しております。よろしくお願いいたします。

会長 2番の案件につきましては、議席番号7番委員をお願いします。

7番 事務局からの説明がありましたとおりであります。問題等はございません。

会長 3番の案件につきましては、議席番号5番委員をお願いします。

5番 事務局からの説明がありましたとおりであります。現地確認を行いました。何の問題もありません。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第3号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第3号農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8議第4号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第4号土地改良事業参加資格者の交替の申出につき、承認を求めることについて説明させていただきます。

今月の申出は、1件です。議案書は16ページです。

この申出は、土地改良事業の参加資格者を交替するため、土地改良法第3条第2項の規定に基づき農業委員会へ申出されるものです。

土地改良事業の参加資格者は、貸借地の場合、原則、所有者ではなく耕作者になります。

耕作者から所有者へと参加資格者を交替するには、農業委員会に交替を申し出いただき、委員会の承認が必要となっています。

なお、平成31年の土地改良法改正により、所有者から耕作者へと交替するには、それまで耕作者から所有者へと交替する場合同様、委員会の承認が必要であったのですが、委員会に届出をすれば足りるということになっております。

それでは、今回の案件について説明させていただきます。新資格者として申出された方は、現在、現資格者に当該地を使用貸借にて貸し付けられておりますが、所有者として水代を負担していくということで話がまとまったため、資格交替を行われるものであります。

以上1件、土地改良事業参加資格者の交替の申出がございましたので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております。議第4号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第4号「土地改良事業参加資格者交替の申出につき、承認を求めることについて」は、原案どおり承認されました。

会長

次に、日程第9議第5号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題としますが、この案件については、議席番号3番 杉江善博委員、10番 田中廣之委員の各農業委員は、法人の代表者、本人でございますことから、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」に基づき、議事参与制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をいただきます。関係事案の終了後には、再入室いただきます。

では、議席番号3番 杉江善博委員、10番 田中廣之委員の各委員は退席を願います。

(各委員 退席)

会長

それでは、議第5号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明

を願います。

農林水産課 それでは、議第5号農用地利用集積等促進計画（案）について、説明させていただきます。

こちらは、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見を求めるものです。

1ページ目は今回の農地利用集積等促進計画による面積の集計でございます。左上を御覧いただきまして、今回は全体で61筆、計84,498.29㎡の農地に利用集積等促進計画の申請がありました。内訳といたしましては、田が、58筆で面積は82,734.29㎡、畑が、3筆で面積は1,764㎡です。

続きまして、右の表に移ってください。設定後の累計数値となります。全体の合計筆数は779筆、面積は1,263,120.34㎡となっております。内訳といたしましては、田が754筆で、1,245,922.34㎡、

畑が25筆で、17,198㎡です。

また、右端の表ですが、今回新たに促進計画を提出する予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。3年未満が0筆、3年以上6年未満が5筆（うち3年が1筆）、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が56筆、計61筆です。

農地の詳細につきましては2ページ目以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和6年2月29日公告予定の、農用地利用修正等促進計画の内容についての説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

（質問・意見なし）

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第5号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長

挙手全員であります。

よって、議第5号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

審議が終了しましたので議席番号3番 杉江善博委員、10番 田中廣之委員の入場を認めます。

（委員 再入室）

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 15時05分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和6年1月10日

会 長 中瀬 康夫 _____

署名委員 奥村 厚夫 _____

署名委員 田中 実 _____